Monthly Report

特集　インボイス対応準備

適格請求書発行事業者登録間近！

インボイス制度のおさらい＆電子インボイス［増補版］

1 インボイス制度とは
制度導入の背景と対応を再確認。
適格請求書等保存方式（インボイス制度）のおさらい

2 適格請求書発行事業者登録
10月1日から申請受付開始。
適格請求書発行事業者の登録と制度開始までの対応

3 電子インボイス
国内標準仕様を整備中。
消費税実務の正確性・効率化に資する「電子インボイス」

4 MJSのシステム対応
業務効率化とセットで考えたい。
「インボイス制度」へのMJSのシステム対応

No.152（SEP.2021）掲載

Feature　消費税の免税事業者の適格請求書発行事業者登録の選択
事業者とその顧問税理士はどう判断すればよいのか

No.156（JAN.2022）掲載

※本冊子の内容は、執筆時点のものです。
情報が更新される可能性がありますので、最新情報は国税庁のホームページなどをご確認ください。

『Monthly Report』は、MJS 税経システム研究所が制作するユーザー向け月刊誌です。
毎号、税務・商事法・会計・経営などの最新トレンドと実務ノウハウをタイムリーにお届けしています。
この冊子は、本誌の記事を抜粋し、1 テーマをコンパクトにまとめた特別版です。
ぜひお役立てください。

MJS税経システム研究所

Monthly Report

No.152 (SEP.2021)・156 (JAN.2021)

Contents

特　集　インボイス対応準備

適格請求書発行事業者登録間近！
インボイス制度のおさらい＆電子インボイス

2　1　インボイス制度とは
制度導入の背景と対応を再確認。
適格請求書等保存方式（インボイス制度）のおさらい
……　税務システム研究会 客員研究員 長野匡司税理士事務所所長　税理士 長野　匡司

7　2　適格請求書発行事業者登録
10月1日から申請受付開始。
適格請求書発行事業者の登録と制度開始までの対応
……　税務システム研究会 客員研究員 長野匡司税理士事務所所長　税理士 長野　匡司

12　3　電子インボイス
国内標準仕様を整備中。
消費税実務の正確性・効率化に資する「電子インボイス」
……　MJS税経システム研究所 Monthly Report 編集部

18　4　MJSのシステム対応
業務効率化とセットで考えたい。
「インボイス制度」へのMJSのシステム対応　……　株式会社ミロク情報サービス 製品開発・サポート本部 理事部長 近藤　浩史

22　Feature

消費税の免税事業者の適格請求書発行事業者登録の選択
事業者とその顧問税理士はどう判断すればよいのか
……　税務システム研究会 客員研究員 税理士 植田　卓

特集 インボイス対応準備

適格請求書発行事業者登録間近！ インボイス制度のおさらい&電子インボイス

10月1日から適格請求書発行事業者の登録申請の受付が始まります。
受付開始が近づく時期に合わせて、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の概要をおさらいするとともに、適格請求書発行事業者登録の方法・注意点と、令和5年10月1日のインボイス制度開始に向けて整備されている「電子インボイス」の動きをお伝えします。
また、皆さまの業務に関係が深いMJSのシステム対応についてもお知らせします。

1 インボイス制度とは

制度導入の背景と対応を再確認。適格請求書等保存方式（インボイス制度）のおさらい

税理士 **長野 匡司**

長野匡司税理士事務所所長
MJS税経システム研究所／
税務システム研究会 客員研究員

令和元年10月1日から「区分記載請求書等保存方式」が実施されていますが、令和5年10月1日からは「適格請求書等保存方式」（インボイス制度）が導入されます。本稿では、インボイス制度について、法令・通達のほか、「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ＆A」（インボイスQ＆A）などの国税庁より公開されている資料を参考にして、再確認をしていきます。

1 インボイス制度とは

（1）消費税の仕組み

消費税は、生産・流通の各段階で二重・三重に税が課されることのないよう、「課税売上げに係る消費税額等」から「課税仕入れ等に係る消費税額等」を控除（仕入税額控除）し、税が累積しない仕組みとなっています。

この仕入税額控除の計算に当たり、帳簿及び請求書等の保存が必要となっています。

（2）仕入税額控除

① 消費税率の変遷等

消費税率の変遷は、次ページの図表1のとおりです（消法29）。

平成元年4月1日に導入された消費税は、導入後30年にわたり単一税率であり、請求書の課税仕入れ等の金額から消費税額が自動計算できるので、課税仕入れ等の金額（総額）がわかれば十分だったため、「請求書等保存方式」により仕入税額控除を行うことができました。

しかし、令和元年10月1日からの軽減税率制度の導入に伴い、複数税率となり、税率ごとの課税仕入等の金額や税額を正しく把握する必要が生じたため、それが統一形式に沿って明確に記載された「適格請求書等（インボイス）」を用いるインボイス制度を導入する必要性が生じました。

ただし、「請求書等保存方式」からインボイス制度への切り替えに相応の事務・コスト負担がか

特集目次

1．インボイス制度とは
制度導入の背景と対応を再確認。適格請求書等保存方式（インボイス制度）のおさらい
MJS税経システム研究所　税務システム研究会　長野匡司 …… P2

2．適格請求書発行事業者登録
10月1日から申請受付開始。適格請求書発行事業者の登録と制度開始までの対応
MJS税経システム研究所　税務システム研究会　長野匡司 …… P7

3．電子インボイス
国内標準仕様を整備中。消費税実務の正確性・効率化に資する「電子インボイス」
MJS税経システム研究所　Monthly Report編集部 … P12

4．MJSのシステム対応
業務効率化とセットで考えたい。「インボイス制度」へのMJSのシステム対応
株式会社ミロク情報サービス　製品開発・サポート本部　近藤浩史 … P18

かることや、適切に対応するためには相応の準備期間が必要であることを踏まえ、軽減税率制度導入後の4年間は、現行の「区分記載請求書等保存方式」により、仕入税額控除を行っています（図表2参照）。

② 現行の仕入税額控除の問題点

消費税は、前段階税額控除方式により、仕入税額控除を行う必要があります。

しかし、「請求書等保存方式」及び現行の「区分記載請求書等保存方式」では、免税事業者からの仕入れについても、仕入税額控除の対象となっています。

この結果、免税事業者は、消費税を預かっても、納税義務が免除されているため、益税が発生することが消費税導入時より問題となっていました。

インボイス制度の導入により、この問題は解決されることになります。

③ インボイス制度導入後の課題

インボイス制度導入後も、帳簿と請求書等の両方の保存が義務付けられるため、事業者の負担は軽減されません。このため、電子インボイスによる簡素化・効率化が検討されています（詳細はP14「3. 電子インボイス」参照）。

図表1　消費税率の変遷

適用時期		消費税（国税）	地方消費税（道府県税）	合計
平成元年4月1日から平成9年3月31日まで		3%	—	3%
平成9年4月1日から平成26年3月31日まで		4%	1%	5%
平成26年4月1日から令和元年9月30日まで		6.3%	1.7%	8%
令和元年10月1日から	標準税率	7.8%	2.2%	10%
	軽減税率	6.24%	1.76%	8%

図表2　請求書等の方式

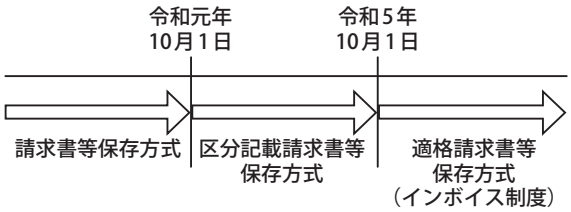

2 インボイス制度の影響

（1）仕入税額控除の要件

「適格請求書等保存方式」では、原則として、「一定の事項が記載された帳簿」及び「適格請求書等（適格請求書又は適格簡易請求書）」の保存が、仕入税額控除の要件となります（消法30①⑦）。

適格請求書等の交付をしようとする事業者は、一定の事項を記載した登録申請書を税務署長に提出し、税務署長の登録を受けることができます

（消法57の2、詳細はP9「2. 適格請求書発行事業者登録」参照）。

この税務署長の登録を受けた事業者を「適格請求書発行事業者」といい、適格請求書等を交付できるのは、「適格請求書発行事業者」に限られます（消法2①七の二）。

「適格請求書発行事業者」として登録された場合、国税庁ホームページ「適格請求書発行事業者公表サイト」（公表サイト）において、登録情報の公表を行うこととしています。

この公表サイトでは、受領した請求書等に記載されている番号が「登録番号」であるか、また、その記載された「登録番号」が取引時点において有効なものか（取消を受けたり、失効したりしていないか）を確認することができます。

（2）事業者への影響

① 適格請求書発行事業者の義務

適格請求書発行事業者は、課税資産の譲渡等を行った場合に、他の課税事業者（取引先）から適格請求書等の交付を求められたときは、これを交付しなければなりません（消法57の4①）。

そして、交付した適格請求書等の写しの保存義務があります（消法57の4⑥）。

この適格請求書等の交付により、売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えることができます。

なお、図表3の取引は、適格請求書発行事業者が行う事業の性質上、適格請求書を交付することが困難なため、適格請求書の交付義務が免除されます（消令70の9②、消規26の6、インボイスQ&A問32）。

図表3　適格請求書の交付義務が免除される課税資産の譲渡等

項　　目
①　公共交通機関である船舶、バス又は鉄道による旅客の運送（税込価額3万円未満のものに限ります。）
②　出荷者が卸売市場において行う生鮮食料品等の譲渡（出荷者から委託を受けた受託者が卸売の業務として行うものに限ります。）
③　生産者が農業協同組合、漁業協同組合又は森林組合等に委託して行う農林水産物の譲渡（無条件委託方式かつ共同計算方式により生産者を特定せずに行うものに限ります。）
④　自動販売機・自動サービス機により行われる課税資産の譲渡等（税込価額3万円未満のものに限ります。）
⑤　郵便切手を対価とする郵便サービス（郵便ポストに差し出されたものに限ります。）

② 事務負担の増大

インボイス制度では、受け取った請求書等が、適格請求書等の記載事項を満たした書類かどうかを確認する必要があります。

記載事項に誤りがある適格請求書等の交付を受けた場合には、適格請求書発行事業者に対して修正した適格請求書等の交付を求め、その交付を受ける必要があります（自ら追記や修正を行うことはできません。）（消法57の4④、インボイスQ&A問29～30）。

③ 免税事業者への影響

免税事業者等[注]は、適格請求書等を発行できません。したがって、課税事業者が、免税事業者等から行った課税仕入れについては、原則として、仕入税額控除できません。

免税事業者等は、消費税額を別記した請求書等を交付するとトラブルになる恐れがあります。したがって、自身の仕入れで支払った消費税分を考慮して自身が販売するものの取引価格への転嫁を検討することになるでしょう。

また、課税事業者である取引先は、免税事業者等からの仕入れについて仕入税額控除ができないため、取引先から免税事業者等に取引条件の見直しについて相談がある可能性もあります。

急にこのような混乱が起こらないように、インボイス制度導入後の一定期間については、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額とみなして控除できる経過措置が設けられています（平成28年改正法附則52①、53①、図表4参照）。

（注）免税事業者等には、免税事業者又は適格請求書発行事業者の登録を受けていない課税事業者のほか、消費者も含みます。

図表4　免税事業者等からの課税仕入れに係る仕入税額控除

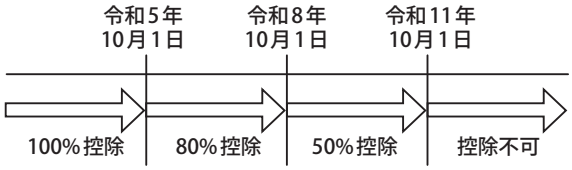

（注）図表5③～⑥の仕入れは、今後も100%控除できます。

（3）帳簿のみの保存により仕入税額控除が認められる取引

次の図表5に掲げる課税仕入れについては、その課税仕入れを行った事業者において適格請求書等の保存を要せず、一定の事項が記載された帳簿のみの保存により仕入税額控除をすることができます（消法30⑦、消令49①一、消規15の4、26の6、インボイスQ&A問79）。

図表5　帳簿のみの保存により仕入税額控除が認められる取引

項　　目
①　公共交通機関である船舶、バス又は鉄道による旅客の運送（税込価額3万円未満のものに限ります。）
②　適格簡易請求書の要件を満たす入場券等が使用の際に回収される取引
③　古物営業を営む者が適格請求書発行事業者でない者からの販売用古物の購入
④　質屋を営む者が適格請求書発行事業者でない者からの販売用質物の取得
⑤　宅地建物取引業を営む者が適格請求書発行事業者でない者からの販売用建物の購入
⑥　再生資源及び再生部品を購入する事業者が適格請求書発行事業者でない者からの販売用再生資源及び再生部品の購入
⑦　自動販売機・自動サービス機からの商品の購入等（税込価額3万円未満のものに限ります。）
⑧　郵便切手を対価とする郵便サービス（郵便ポストに差し出されたものに限ります。）
⑨　従業員等に支給する通常必要であると認められる出張旅費、宿泊費及び日当
⑩　従業員等に支給する通常必要であると認められる通勤手当
（注）課税仕入れに係る支払対価の額の合計額が3万円未満である場合に帳簿の保存のみで仕入税額控除が認められる現行の措置については、廃止します。

（4）税額計算

売上税額の計算方法は、原則として「割戻し計算」によりますが、交付した適格請求書等の写しを保存している場合には、「積上げ計算」によることもできます（消法45①⑤）。

仕入税額の計算方法は、原則として「積上げ計算」によりますが、「割戻し計算」によることもできます。この「積上げ計算」には、「請求書等積上げ方式」と「帳簿積上げ方式」があり、この2つの方式を併用することもできます（消法30①、消令46、インボイス通達4-3）。

なお、売上税額の計算につき「積上げ計算」の適用を受けている事業者については、端数処理による益税を防止するため、仕入税額の「割戻し計算」の適用はできません（図表6参照）。

図表6　割戻し計算と積上げ計算の適用関係

売上税額	仕入税額
「割戻し計算」を選択	「割戻し計算」と「積上げ計算」から選択可
「積上げ計算」を選択	「積上げ計算」のみ

3　適格請求書等（インボイス）とは

（1）仕入税額控除の要件を満たす請求書等

適格請求書等とは、必要な事項が記載された請求書、納品書等の書類をいいます。

上記図表5に該当する取引を除き、次の図表7に掲げる請求書等の保存が仕入税額控除の要件となります（消法30⑨、インボイスQ&A問65）。

図表7　仕入税額控除の要件を満たす請求書等

項　　目
①　適格請求書又は適格簡易請求書
②　仕入明細書等（他の事業者（仕入先）が行う課税資産の譲渡等に該当するものに限ります。）
③　卸売市場において委託を受けて卸売の業務として行われる生鮮食料品等の譲渡及び農業協同組合等が委託を受けて行う農林水産物の譲渡について、受託者から交付を受ける一定の書類
④　上記①～③の書類に係る電磁的記録（電子インボイス）

（2）適格請求書と適格簡易請求書

① 記載事項の比較

「適格請求書」とは、次の図表8の左側に掲げる事項を記載した請求書、納品書等の書類をいいます（消法57の4①）。

これに対し、「適格簡易請求書」とは、図表8の右側に掲げる事項を記載した請求書、納品書等の書類をいいます（消法57の4②）。

② 適格簡易請求書の交付可能な業種

適格請求書発行事業者が、次のイ～トの事業を行う場合には、「適格請求書」に代えて、「適格簡易請求書」を交付することができます（消令70の11）。

イ　小売業
ロ　飲食店業
ハ　写真業
ニ　旅行業
ホ　タクシー業
ヘ　駐車場業（不特定かつ多数の者に提供するもの）
ト　上記イ～ヘに準ずる事業で不特定かつ多数の者に資産の譲渡等を行う事業

（3）適格請求書等の交付上の留意点

① 端数処理

適格請求書等の記載事項である消費税額等については、一の適格請求書等につき、税率の異なるごとに1回の端数処理を行います（消令70の10、インボイス通達3-12）。

したがって、一の適格請求書等に記載されている個々の商品ごとに消費税額等を計算し、1円未満の端数処理を行い、その合計額を消費税額等として記載することは認められません。

なお、切上げ、切捨て、四捨五入などの端数処理の方法については、任意の方法とすることができます（インボイスQ&A問46）。

② 適格請求書等の範囲

次のイ～ハの書類等は、適格請求書等に含まれます。そのほか、適格請求書等については、インボイスQ&A問23～64を参照してください。

イ　手書きの領収書であっても、適格請求書等として必要な事項が記載されていれば、適格請求書に該当します（インボイスQ&A問26）。

ロ　適格請求書等の交付に代えて、適格請求書等に係る電磁的記録（電子インボイス）を提供することができます（消法57の4⑤）。

ハ　適格請求書は、一の書類のみですべての記載事項を満たす必要はなく、交付された複数の書類相互の関連が明確であり、適格請求書の交付対象となる取引内容を正確に認識できる方法で交付されていれば、その複数の書類の全体により適格請求書の記載事項を満たすことになります（インボイス通達3-1、インボイスQ&A問54）。

図表8　記載事項の比較（インボイスQ&A問47）

適格請求書	適格簡易請求書（簡易インボイス）
①　適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号 ②　課税資産の譲渡等を行った年月日 ③　課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容（課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨） ④　課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額及び適用税率 ⑤　税率ごとに区分した消費税額等 ⑥　書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称（注2）	①　適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号 ②　課税資産の譲渡等を行った年月日 ③　課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容（課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨） ④　課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額 ⑤　税率ごとに区分した消費税額等又は適用税率（注1）
（注1）適格請求書は「消費税額等」と「適用税率」の両方の記載が必要ですが、適格簡易請求書はいずれか一方の記載で足ります。 （注2）適格請求書は「書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称」の記載が必要ですが、適格簡易請求書はこの記載が不要です。	

2 適格請求書発行事業者登録

10月1日から申請受付開始。適格請求書発行事業者の登録と制度開始までの対応

税理士 長野 匡司

長野匡司税理士事務所所長
MJS税経システム研究所／
税務システム研究会 客員研究員

適格請求書等（インボイス）を発行できるのは、「適格請求書発行事業者」に限られ、この「適格請求書発行事業者」になるためには、登録申請書を提出し、登録を受ける必要があります。この登録申請の受付が、いよいよ令和3年10月1日から始まります。本稿では、登録申請を中心に確認していきます。

1 事業者登録の概要

（1）申請から登録まで

国内において課税資産の譲渡等を行い、又は行おうとする事業者であって、適格請求書等の交付をしようとする事業者（免税事業者を除きます。）は、登録申請書を税務署長に提出し、税務署長の登録を受けることができます（消法57の2①、図表1参照）。

なお、免税事業者は、課税事業者を選択したうえで、登録申請書を提出する必要があります。

図表1　申請から登録までの流れ

〔事業者〕登録申請書の提出
↓
〔税務署〕審査
↓
〔税務署〕登録及び公表・登録簿への登載
↓
〔事業者〕通知書の収受

（2）登録が必要な事業者

① 登録の任意性

適格請求書を交付できるのは、登録を受けた適格請求書発行事業者に限られますが、適格請求書発行事業者の登録を受けるかどうかは事業者の任意です。

ただし、登録を受けなければ、適格請求書を交付することができないため、取引先が仕入税額控除を行うことができませんので、このような点を踏まえ、登録の必要性を検討してください（インボイスQ&A問11）。

② BtoB 取引

他の事業者への課税資産の譲渡等を行う事業者は、適格請求書発行事業者の登録が必要になるものと考えられます。

ただし、次の取引は、適格請求書の交付義務が免除されていますので、適格請求書発行事業者の登録をしなくても、影響はありません（消法57の4①、消令70の9②、インボイスQ&A問36～37、P4「1. インボイス制度とは」図表3参照）。

イ　出荷者が卸売市場において行う生鮮食料品等の譲渡（出荷者から委託を受けた受託者が卸売の業務として行うものに限ります。）

ロ　生産者が農業協同組合、漁業協同組合又は森林組合等に委託して行う農林水産物の譲渡（無条件委託方式かつ共同計算方式により生産者を特定せずに行うものに限ります。）

③ BtoC 取引

消費者への課税資産の譲渡等のみを行う事業者は、適格請求書発行事業者の登録をしなくても、影響はありません。

例えば、立食いそば店や理容室など、現在領収書を発行していない事業者は、大部分が消費者への課税資産の譲渡等と推定されます。

2 適格請求書発行事業者の登録申請

（1）課税事業者の場合の登録申請

① 登録申請書の提出

適格請求書発行事業者の登録を受けようとする事業者は、申請者の氏名又は名称、納税地及び法人番号等を記載した「適格請求書発行事業者の登録申請書」を税務署長に提出しなければなりません（消法57の2②、消規26の2①）。

（参考）国税庁ホームページ「適格請求書発行事業者の登録申請書」
https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kobetsu/kansetsu/1806xx_2/pdf/01_1.pdf

② 令和５年10月１日を登録日とする場合

イ　原則

令和5年10月1日に登録を受けようとする事業者は、令和5年3月31日までに、登録申請書を税務署長に提出しなければなりません（平成28年改正法附則44①、インボイスQ&A問7、図表2参照）。

図表2　課税事業者である12月末日決算法人の例

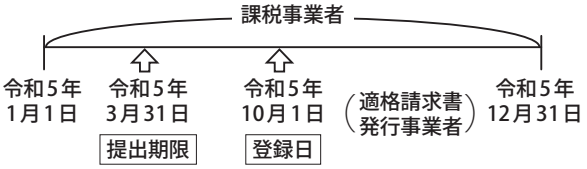

ロ　特定期間（前事業年度の開始の日から6か月間）の課税売上高が1,000万円を超えたことにより課税事業者となる場合

特定期間の課税売上高又は給与等支払額の合計額が1,000万円を超えたことにより課税事業者となる場合には、登録申請書の提出期限は、令和5年6月30日までとなります。

ハ　困難な事情がある場合

次のａ～ｃのすべての要件を満たすときは、令和5年10月2日以降に登録の通知を受けた場合でも、令和5年10月1日に登録を受けたこととみなします（平成30年改正消令附則15）。

ａ　令和5年3月31日（上記ロの場合には、令和5年6月30日）までに登録申請書を提出できなかったことにつき困難な事情があること

ｂ　令和5年9月30日までの間に登録申請書にその困難な事情を記載して提出したこと

ｃ　税務署長により適格請求書発行事業者の登録を受けたこと

なお、上記ａの「困難な事情」については、その困難の度合いは問いません（インボイス通達5-2）。

この取扱いは、登録申請書の提出が遅れたことに伴い、税務署長からの通知が令和5年10月1日に間に合わない場合でも、令和5年10月1日を登録日とするという宥恕規定です。ただし、宥恕規定が適用されても、税務署長からの通知が遅くなると、それまで適格請求書等を交付できません。通知を受けたあとに、通知を受ける前の取引の請求書を適格請求書として交付し直すか、通知を受ける前の請求書に不足していた事項（登録番号など）を相手方に書面等で連絡する必要が生じてきます。このため、早めに登録申請書を提出する必要があります（インボイスQ&A問31）。

（2）免税事業者の場合の登録申請

① 登録申請書の提出

免税事業者は、課税事業者を選択し、適格請求書発行事業者の登録を受けることにより、適格請求書等を他の課税事業者（取引先）に交付することができます。

これにより、取引先は、仕入税額控除を行うことができます。

② 令和５年10月１日から６年間の属する課税期間中の登録（経過措置）

その課税期間に係る基準期間における課税売上高が1,000万円以下である事業者が、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に上記①の登録を受けようとするときは、登録申請書を提出することにより、その登録日から課税事業者となることができます（平成28

年改正法附則44④)。

なお、令和5年10月1日に登録を受けようとする事業者は、令和5年3月31日までに、登録申請書を提出しなければなりません（平成28年改正法附則44①、図表3参照)。

図表3　免税事業者である12月末日決算法人の例
（令和5年10月1日から登録）

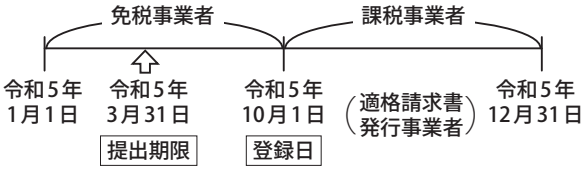

③ 令和５年10月１日の属する課税期間の翌課税期間を登録日とする場合

その課税期間に係る基準期間における課税売上高が1,000万円以下である事業者が、免税事業者の適用を受けないこととなる課税期間の初日から上記①の登録を受けようとするときは、原則として、課税期間の初日の前日から起算して1月前の日までに、登録申請書を税務署長に提出しなければなりません（消法57の2②、消令70の2、図表4参照)。

図表4　免税事業者である12月末日決算法人の例
（翌課税期間から登録）

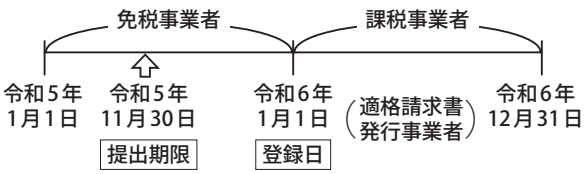

④ 消費税課税事業者選択届出書

上記②の経過措置の適用がある場合には、課税期間の途中から課税事業者となりますので、登録を受けるに当たり、「消費税課税事業者選択届出書」を提出する必要はありません。これに対し、上記③の場合には、「消費税課税事業者選択届出書」を提出し、課税事業者となる必要があります（インボイス通達2-1、5-1)。

⑤ 消費税簡易課税制度選択届出書

上記②の経過措置の適用がある場合には、登録日の属する課税期間から簡易課税制度を適用する旨を記載した「消費税簡易課税制度選択届出書」をその課税期間中に提出したときは、その課税期間から簡易課税制度を適用することができます（平成30年改正消令附則18、インボイスQ&A問10)。

例えば、上記②の経過措置の適用がある12月末日決算法人が、「消費税簡易課税制度選択届出書」を令和5年12月31日までに提出したときは、令和5年12月期から簡易課税制度を適用することができます。

（3）新設法人等の場合の登録申請

① 新設法人等の登録時期の特例

新たに事業を開始した事業者が、事業を開始した日の属する課税期間の初日から登録を受けようとする旨を記載した登録申請書を事業を開始した日の属する課税期間の末日までに提出した場合において、税務署長により適格請求書発行事業者登録簿への登載が行われたときは、その課税期間の初日に登録を受けたものとみなします（消令70の4、消規26の4、インボイスQ&A問12)。

② 新設法人又は特定新規設立法人

新設法人（資本金1,000万円以上の一定の法人）又は特定新規設立法人（一定規模以上の法人の子会社等）が、事業開始（設立）時から適格請求書発行事業者の登録を受けるためには、それぞれに該当する旨の届出書を速やかに提出するほかに、登録申請書を事業を開始した課税期間の末日までに提出することで、上記①の「新設法人等の登録時期の特例」の適用を受けることができます（図表5参照)。

③ 新たに事業を開始した上記②以外の法人又は個人事業者

新たに事業を開始した上記②以外の法人又は個人事業者が、事業開始（設立）時から適格請求書発行事業者の登録を受けるためには、「消費税課税事業者選択届出書」と登録申請書を事業を開始した課税期間の末日までに、併せて提出することで、上記①の「新設法人等の登録時期の特例」の

適用を受けることができます。

図表5　新たに事業を開始した事業者の提出書類

区分	提出書類	
新設法人 （資本金1,000万円以上の一定の法人）	消費税の新設法人に該当する旨の届出書	適格請求書発行事業者の登録申請書
特定新規設立法人 （一定規模以上の法人の子会社等）	消費税の特定新規設立法人に該当する旨の届出書	
新たに事業を開始した上記以外の法人又は個人事業者	消費税課税事業者選択届出書	

④ 事業を開始した日の属する課税期間

上記①の「事業を開始した日の属する課税期間」には、次のイ～ハの課税期間も含まれます（インボイス通達2-2）。

イ　非課税資産の譲渡等のみを行っていた事業者又は国外取引のみを行っていた事業者が、新たに国内において課税資産の譲渡等に係る事業を開始した課税期間

ロ　その課税期間開始の日の前日まで2年以上にわたって国内において行った課税資産の譲渡等又は課税仕入れ及び保税地域からの引取りがなかった事業者が、課税資産の譲渡等に係る事業を再び開始した課税期間

ハ　設立の日の属する課税期間においては設立登記を行ったのみで事業活動を行っていない免税事業者である法人が、その翌課税期間等において実質的に事業活動を開始した場合のその課税期間等

（4）e-Taxによる登録申請

国税庁は、e-Taxでの登録申請時に「登録通知書の電子通知」に同意すると「登録通知書」を電子データで受領することができるため、申請者は、「登録通知が早く受け取れる！」などのメリットがあるとして、e-Taxでの登録申請を推奨しています（「～登録通知の受領はe-Tax（データ）で!!～」国税庁）。

（5）税務署長による事業者登録等

① 適格請求書発行事業者の審査・公表

税務署長は、登録申請書の提出を受けた場合には、遅滞なく、これを審査し、下記②の登録の拒否をする場合を除き、適格請求書発行事業者の登録をしなければなりません（消法57の2③）。

この登録は、適格請求書発行事業者登録簿に次のイ～ニの事項を登載して行い、税務署長は、適格請求書発行事業者登録簿に登載された事項を国税庁ホームページ（公表サイト）において速やかに公表しなければなりません（消法57の2④、消令70の5、インボイスQ&A問20）。

イ　氏名又は名称

ロ　登録番号（図表6参照）

ハ　登録年月日

ニ　法人（人格のない社団等を除きます。）の場合、本店又は主たる事務所の所在地

（注）適格請求書発行事業者の登録が取り消された場合又は効力を失った場合には、その年月日も公表されます（消法57の2⑪）。このほか、個人事業者又は人格のない社団等が、次のa～bの事項の公表を希望した「適格請求書発行事業者の公表事項の公表（変更）申出書」を提出した場合には、これらの事項が公表されます。

a　個人事業者の主たる屋号

b　本店又は主たる事務所等の所在地

図表6　登録番号（インボイス通達2-3、インボイスQ&A問19）

区分	法人番号を有する課税事業者	その他の課税事業者（個人事業者、人格のない社団等）
登録番号	T＋法人番号（13桁）	T＋13桁の数字（注）
具体例	T1234567890123	
（注）マイナンバー（個人番号）を用いず、法人番号とも重複しない番号とします		

② 登録の拒否

税務署長は、登録を受けようとする事業者が、次のイ又はロに該当する場合には、登録を拒否することができます（消法57の2⑤、インボイスQ&A問13）。

イ　納税管理人を定めなければならない事業者が納税管理人の届出をしていないこと

ロ　次のａとｂのいずれにも該当する事業者

ａ　消費税法の規定に違反して罰金以上の刑に処せられたこと

ｂ　その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していないこと

3 事業者登録後の対応

（1）適格請求書へのシステム対応

適格請求書（インボイス）には、現行の区分記載請求書等の記載事項に、さらに次のイ～ハの事項が加えられます（消法57の4①）。

イ　登録番号

ロ　適用税率

ハ　税率ごとに区分した消費税額等

適格請求書の発行に対応したシステム修正（更新）を行い、適格請求書の記載事項のうち、登録番号を記載しないで作成した請求書等は、区分記載請求書等として取り扱います。したがって、システム修正を2年後といわずに、早めに修正しましょう（インボイスQ&A問43）。詳細はP20「4. MJSシステムの消費税対応」も参照してください。

（2）適格請求書発行事業者登録簿の登載事項の変更

適格請求書発行事業者は、適格請求書発行事業者登録簿に登載された事項に変更があったときは、変更内容等を記載した「適格請求書発行事業者登録簿の登載事項変更届出書」を、速やかに、税務署長に提出しなければなりません（消法57の2⑧）。

具体的には、「商号変更登記」や「本店移転登記」などがあった場合に、「異動届出書」とともに、「適格請求書発行事業者登録簿の登載事項変更届出書」を提出します。

（参考）国税庁ホームページ「適格請求書発行事業者登録簿の登載事項変更届出書」

https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kobetsu/kansetsu/1806xx_2/pdf/02_1.pdf

（3）適格請求書発行事業者の登録取消し

① 登録の失効

適格請求書発行事業者が、図表7に該当することとなった場合には、それぞれの日に登録の効力を失います（消法57の2⑩、消規26の2③）。

図表7　適格請求書発行事業者の登録の失効

区分		登録の失効日
「適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書」を税務署長に提出した場合	課税期間の末日から起算して30日前の日の前日までに提出	提出日の課税期間の末日の翌日
	課税期間の末日から起算して30日前の日以後に提出	提出日の課税期間の翌課税期間の末日の翌日
事業を廃止した場合		廃止した日の翌日
合併により消滅した場合		合併により消滅した日

② 事業者免税点制度との適用関係

適格請求書発行事業者は、その基準期間における課税売上高が1,000万円以下となった場合でも、免税事業者となりません（消法9①、57①二、インボイスQ&A問18）。

適格請求書発行事業者が免税事業者となるためには、免税事業者の適用を受ける課税期間の前課税期間の末日から起算して30日前の日の前日までに、「適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書」を税務署長に提出しなければなりません（インボイス通達2-5、図表8参照）。

図表8　適格請求書発行事業者が免税事業者となるための届出

区分	提出書類	
下記以外の事業者	消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書	適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書
消費税課税事業者選択届出書を提出していた事業者	消費税課税事業者選択不適用届出書	

3 ┆ 電子インボイス

国内標準仕様を整備中。消費税実務の正確性・効率化に資する「電子インボイス」

Monthly Report
編集部
MJS税経システム研究所

ここまで、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の再確認と、適格請求書発行事業者の登録について見てきました。本稿では、令和5年10月の導入に向けて現在整備されつつある「電子インボイス」について、国税庁その他より公開されている資料の情報を参考にしてお伝えします。

※最新情報は各省庁や協会のホームページなどをご確認ください。

1 電子インボイスとは

令和5年10月のインボイス制度の開始とともに「電子インボイス」が運用開始されます。電子インボイスは、後述のように、適格請求書等（インボイス）を「電磁的記録」（電子データ）でやりとりする仕組みです。電子インボイスに対応することで、事業者の業務効率化を推進するなどのメリットがあるとされ、注目を集めています。

（1）背景と目的

電子インボイスが推進されている背景には、納税環境や行政サービス全体で電子化・デジタル化に向けた動きが進められていること、また消費税制度の正確性を確保することなどがあります。

令和2年7月17日に閣議決定された「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」には、以下のような方針が示されています。

> 請求書・領収書に関連する手続、税・社会保険手続及び官民の各種手続における本人確認等がデジタル化されていないことが、中小・小規模事業者をはじめとする企業や、個人事業主などの生活者の日々の生活に負担となっているため、インボイス制度が導入される令和5年10月も見据え、ビジネスプロセス全体のデジタル化によって負担軽減を図る観点から、請求書・領収書のデジタル化、キャッシュレス化及び税・社会保険手続の電子化・自動化を促進する。

出典：「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画の変更について」（首相官邸）16頁

また、消費税のインボイス制度で電子化・デジタル化が進められる背景として、研究者たちによって以下のような考え方が示されています。

① 消費税制度の正確性に資する

消費税が最終消費者から納税する事業者まで転嫁されていく性質であるため、客観的かつ正確に税額を転嫁することが求められます。インボイスの発行・受領・記帳・申告納税の一連の流れを、電子技術をもとに事業者同士で共有するようなシステムが生まれれば、消費税制度の正確性や信頼を確保することにつながると考えられます。

② 事務負担の軽減を目指す

今まで消費税は単一税率でしたが、軽減税率の導入により複数税率となりました。

これにより、正確な消費税実務のために、取引事業者間で適用税率や税率ごとの税額を適切に認識する必要が今まで以上に増してきました。これには適格請求書の発行や授受をはじめ、処理が煩雑になり、事業者の事務負担が増えます。さらに、課税当局側のチェックにも負担がかかります。適格請求書の処理、税額の適切な把握の事務を電子化・デジタル化により簡素化することでこ

れらのコストを減らすことができるとの考え方から、電子インボイスが進められています。

（2）電子インボイスとは

令和5年10月に始まる消費税の「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」では、適格請求書等（インボイス）の保存が消費税の仕入税額控除の要件になります。2018年に改正された新消費税法では、一定の条件を満たす電磁的記録も、適格請求書（インボイス）として認められることになりました。この「電磁的記録」が「電子インボイス」といわれています。

インボイス制度を解説した国税庁の代表的な資料には、「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関する取扱通達（国税庁）」、「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するＱ＆Ａ（国税庁。以下Ｑ＆Ａ）」があります。これらの資料中に、「適格請求書の記載事項に係る電磁的記録」（つまり電子インボイス）に関する記載があります。適格請求書（インボイス）の電磁的記録による提供方法の具体的な説明としてQ&Aの問28の記載を挙げます。

> 電磁的記録による提供方法としては、光ディスク、磁気テープ等の記録用の媒体による提供のほか、例えば、次の方法があります（インボイス通達3-2）。
>
> ① EDI取引における電子データの提供
> ② 電子メールによる電子データの提供
> ③ インターネット上にサイトを設け、そのサイトを通じた電子データの提供
>
> （注）EDI（Electronic Data Interchange）取引とは、異なる企業・組織間で商取引に関連するデータを、通信回線を介してコンピュータ間で交換する取引等をいいます。

出典：「国税庁Ｑ＆Ａ」問28

このうち、①は、統一規格のデジタルデータをコンピュータを通じて相互にやりとりする方法が想定されています。②は、インボイスの発行事業者（＝売り手）が会計システムや販売管理システムなどから作成した適格請求書（インボイス）の電子データ（PDF等）を電子メールで取引先（＝買い手）とやりとりする場合などがあたると考えられます。そして③は、主に売り手と買い手が共通のインターネットのクラウド上でインボイスのデータをやりとりする場合など（たとえばPDF等をアップロードしたクラウドストレージのアクセス用URLをメールで共有してやりとりするなど）があたると考えられます。

「電子インボイスに係る取組状況について（令和2年12月9日、内閣官房総合IT戦略室）」という資料では、請求データをやりとりするための共通基盤ネットワークを用いる（EDI連携）イメージが示されています。これらのことから、電子インボイスが、紙の書面をPDFやメールによって電子化することのみにとどまらず、デジタルデータをやりとりする方式によって行うことを想定されていることがうかがえます。

（3）電子インボイスの統一規格

このデジタルデータをやりとりする方式には、統一規格に従ったデータを用いる必要があります。令和5年10月からインボイス制度と電子インボイスの運用が始まりますが、その1年前である令和4年の秋には電子インボイスの日本国内統一規格ができ、各企業が電子インボイスに対応したソフトウェアを使用できる状態になる見通しです。現在は、株式会社ミロク情報サービスも設立メンバーとなっている「電子インボイス推進協議会（EIPA）」において、EUで始まった統一規格「Peppol（ペポル）」に、日本の法令・商慣習等に対応するために必要な改修を加えた、日本国内統一規格（日本版Peppol）が検討されている最中です（次ページのコラム参照）。

＜電子インボイスのタイムスケジュール＞

2021年半ば
電子インボイス国内標準仕様（初版）公開予定

2022年秋
各企業がシステム運用できる状態に

2023年10月
インボイス制度開始

電子インボイス推進協議会（EIPA）ホームページより

「Peppol」とは、「電子文書（受発注、請求）をネットワーク上でやりとりするための「文書仕様」「ネットワーク」「運用ルール」のグローバルな標準規格」です（前述「電子インボスに係る取組状況について」より）。「Peppol」はEUで始まり、すでに30か国以上で使われています。オーストラリア・ニュージーランド・シンガポールなどでは、「Peppol」に機能拡張するなどアレンジして自国仕様が作成されています。各国が自国仕様の作成にあたってどのような対応をしたのか等を参考にしながら、日本版Peppolが検討されています。

既存の会計システムや業務システム等が日本版Peppolのアクセスポイントに接続し、日本版Peppolの規格に対応したデータをやりとりできるようにすることで、そのシステムのユーザーは日本版Peppolに対応していくことになります。

一般的には、電子インボイスの仕組みは既存の会計システムなどに搭載されることになります。そのため、会計システムを利用している事業者が電子インボイスを利用する場合、新たなシステムの導入や大がかりなシステムの移行は必要なく、コストはそれほど大きくないと考えられます。

電子インボイス推進協議会のホームページでは、令和3年6月28日に「日本版Peppol実現に向けた業務要件」、「日本版Peppolの実現に向けて」という資料が公開されました。ここでさらに詳しい対応状況を見ることができます。

令和2年12月25日に閣議決定された「デジタル・ガバメント実行計画」では、「経済産業省においては、中小・小規模事業者の実態を踏まえ、中小企業共通EDIとの相互接続性の確保のための取組を行うほか、標準化ソフトの導入を促すための環境を整備する」とされ、政府として電子インボイスの普及に努める姿勢が示されています。

電子インボイス推進協議会（EIPA）の動き

「電子インボイス推進協議会（EIPA）」は、日本国内における電子インボイスの標準仕様の策定を目的として、株式会社ミロク情報サービスなど10社共同で2020年7月に発足しました。2021年7月時点で、会員数は119社・8名に上ります。

EIPAは、2023年10月のインボイス制度開始に先立ち、2022年秋に事業者が電子インボイスに対応したソフトウェアを使用できる状態になることを目指しています。現在は、「Peppol」（電子インボイスなどの電子文書をネットワーク上で授受するための国際的な標準規格）について詳細な調査、分析を進めるとともに、「日本標準仕様」として必要な追加要件を整理し、2021年内を目途に電子インボイスの国内標準仕様（第一版）の策定と公開を目指しています。

また、EIPAは日本における電子インボイスの普及に向けて、政府からの全面的な協力を要請しています。要請内容には、「Peppol」の運営管理組織である「OpenPeppol」との交渉などについて政府が積極的な役割を担うこと、「Peppol」の枠組みのなかで「日本標準仕様」に関わる適切な管理・運用体制を政府が構築すること、電子インボイスの普及・活用に向けて事業者が利用しやすい仕組みを設けることなどが含まれます。平井卓也デジタル改革担当大臣に対して、2020年12月14日にEIPA岡本浩一郎代表幹事らが訪問し、日本における電子インボイスの普及を通じた業務デジタル化に向けた提言とともに前記の要請を行い、意見交換を行いました。また、2021年7月1日には、「日本版Peppol実現に向けた業務要件」を提出し、標準仕様策定の現状報告を行いました。

電子インボイス推進協議会（EIPA）ホームページ：
https://www.eipa.jp/

（4）電子インボイスを使うメリット

電子インボイスを使う事業者の最大のメリットは、インボイスのデジタルデータを活用して業務の自動化・効率化ができることです。電子インボイスと連携して、これまで手作業で行っていた業務を、電子インボイスのデータを会計システム等に取り込むことで、売り手と買い手双方において自動化・効率化できることが想定されています。

また、電子インボイスと全国銀行協会（全銀協）が運営する送金データ管理システム「全銀EDIシステム（ZEDI）」の連携も進められています。この連携の仕組みができると、企業の会計ソフトとZEDIが連動し、またZEDIが銀行間の決済システム「全銀システム」と連動することで、売り手側（電子インボイス発行事業者）の請求データと入金データを自動で照合し、入金があれば自動で売掛金の消込み処理を行う、といったことが可能になるとされています。「中小企業庁が17年度に実施した実証実験では、受発注から決済までの業務が電子化されると、受注企業と発注企業のそれぞれで約6割の業務時間の削減につながることが分かった」とも伝えられています（日本経済新聞、令和3年2月15日）。

また、副次的な効果として、請求書や領収書等を紙ではなくオンラインでやりとりするようになることで、出社しなければならない業務が減ります。受発注の担当者や経理担当者がテレワークをしやすくなり、よりいっそう働き方の効率化につながります。

さらに、国際規格であるPeppolを用いた仕組みなので、国際取引にも同様に電子インボイスをやりとりすることが可能になるといわれています。

2 電子インボイスの発行・提供と保存のルール

インボイス・電子インボイスは消費税の仕入税額控除を受けるためのものであることから、実務ではこれらを適切に発行・保存する必要があります。電子インボイス（適格請求書にかかる電磁的記録）の発行・保存のルールについて、以下、国税庁のQ&Aを抜粋してざっくりとお伝えします。詳細は国税庁ホームページにあるQ&A原典をご覧いただければ幸いです。

なお、電子帳簿保存法（令和4年1月1日施行予定）第2条第5項に「電子取引」が定義されています。電子インボイスはこの「電子取引」であるとされ、電子インボイスの保存は電子帳簿保存法にのっとって行う必要があります（同法10条）。

> 五　電子取引　取引情報（取引に関して受領し、又は交付する注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類に通常記載される事項をいう。以下同じ。）の授受を電磁的方式により行う取引をいう。

電子帳簿保存法は令和4年1月から改正法が施行されます。改正法では要件の緩和が進み、電子帳簿保存を利用しやすくなります。改正法の内容を確認しておくことが必要です。

（1）発行・提供に関するルール

【Q1】「適格請求書に係る電磁的記録」の記載内容は？（Q&A問53）

【A1】「適格請求書」（書面等）の記載事項と同じ内容の記録である必要があります。

【Q2】書面と電磁的記録による 適格請求書の交付は認められるか？　適格請求書は必ず1つの書類で提供する必要があるか？（Q&A問57）

（例）EDI取引を行っており、受発注や納品などの日々の取引については、取引先と電磁的記録を交換することにより行っている。ただし、請求書については、月まとめで、書面により取引先に交付している。

【A2】適格請求書とは、次の事項が記載された請求書、納品書等の書類をいいますが、一の書類のみで全ての記載事項を満たす必要はなく、書類相互（書類と電磁的記録）の関連が明確であり、適格請求書の交付対象となる取引内容を正確に認識できる方法で交付されていれば、複数の書類や、書類と電磁的記録の全体により、適格請求書の記載事項を満たすことになります。

【ポイント】
・書面のインボイスも電子インボイスも記載事項は同じ。
・書面と電子の組み合わせの全体でインボイスの記載事項を満たす場合もインボイスとして認められる（一つの書類で記載内容を全てカバーしていなくてもOK）。
※ただし、管理が煩雑になることが予想される。

（2）保存に関するルール

■発行・提供者側に関するもの

【Q3】提供した「適格請求書に係る電磁的記録」の保存期間は？（Q&A問62）

【A3】交付した日又は提供した日の属する課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から7年間です。

【Q4】提供した「適格請求書に係る電磁的記録」の保存方法は？（Q&A問64）

【A4】適格請求書発行事業者は、提供した電磁的記録を「電磁的記録のまま」、又は「紙に印刷して」保存することができます。電磁的記録のまま保存する場合は、電子帳簿保存法・新消費税法に従う必要があります。

◆**注意点：**電磁的記録を出力（紙に印刷）した書面の保存が認められているのは新消費税法の仕入税額控除に係る規定です。電子帳簿保存法の電子取引制度においては、出力した書面の保存は令和3年度改正で廃止されました(※)。よって、法人税等の保存義務においては《電磁的記録による保存》が必要です。この改正をふまえると、消費税対応だけでなく、企業の実務全体として合理的な業務プロセスを検討する必要が生じると考えられます。

（※）その後、令和4年度税制改正で、令和4年1月1日から令和5年12月31日までの間に申告所得税及び法人税に係る保存義務者が行う電子取引について、宥恕措置が講じられています。電磁的記録を保存要件に従って保存をすることができなかったことについて、やむを得ない事情があると認め、かつ、当該保存義務者が質問検査権に基づく当該電磁的記録の出力書面の提示又は提出の求めに応じることができるようにしている場合には、その保存要件にかかわらず、その電磁的記録の保存をすることができることとされています。

【ポイント】
・提供した電子インボイスを、電子のまま、または紙に印刷して保存することができる。
※効率の観点からは、電子のまま保存するのが合理的と考えられる。

■提供を受ける側に関するもの

【Q5】取引先から「適格請求書に係る電磁的記録」の提供を受けた。仕入税額控除の要件を満たすためには、その電磁的記録をどのような方法で保存すればよいか？（Q&A問78）

【A5】その電磁的記録を、新消費税法・電子帳簿保存法に従った措置を講じた上で保存する必要があります。

【Q6】提供を受けた「適格請求書に係る電磁的記録」を、出力して保存しても仕入税額控除の要件を満たすか？（Q&A問66）

【A6】整然とした形式及び明瞭な状態で出力した書面を保存することで、仕入税額控除の適用に係る請求書等の保存要件を満たします。

※逆に、提供を受けた「適格請求書」（書面）をスキャンして電子化して保存する場合には、電子帳簿保存法のスキャナ保存の要件を満たす必要があります。

【Q7】書面の支払通知書と取引明細の電磁的記録をあわせて保存することで、仕入税額控除の要件である仕入明細書の保存があることとなるか？（Q&A問69）

（例）EDI取引を行っており、取引先と電磁的記録を交換することにより、日々の受発注などを行っている。また、決済に当たっては、取引先から請求書が交付されず、当社から取引先に、月まとめで支払通知書を書面で交付している（いわゆる請求レス取引）。支払通知書には相手方の登録番号等の記載を行いますが、日々の取引の明細については、取引先から提供される電磁的記録である取引明細（税率ごとに分けて作成されている）を参照しようと考えている。

【A7】この場合、課税資産の譲渡等の内容（軽減

税率の対象である旨を含む）を記録した取引明細に係る電磁的記録と書面で作成する支払通知書の全体により、法に定められた請求書等の記載事項を満たしていれば、書面で作成した支払通知書と取引明細に係る電磁的記録をあわせて保存することで、仕入税額控除のための請求書等の保存要件を満たすこととなります。

【ポイント】

・提供を受けた電子インボイスを、電子のまま、または紙に印刷して保存することができる。

※効率の観点からは、電子インボイスに対応して電子のまま保存するのが合理的と考えられる。

（3）その他の動き

インボイス制度の開始にともない請求書等の保存ルールが変わることにより、今までの運用を続けようとすると負担が増えたり非効率になったりする部分も出てくると考えられます。それを解消するためのさまざまなサービスが出てきています。

たとえば、区分記載請求書等保存方式では、「3万円未満の取引は帳簿のみの保存で仕入税額控除が受けられる」という特例があります。しかし、インボイス制度開始後はこの特例はなくなり、3万円未満の取引でも一部の例外（Q&A問79）を除いて適格請求書（インボイス）の保存が求められるようになります。すると、たとえば小売店が発行するレシートも保存しておかなければならなくなるのです。紙で行おうとすると負担が増えることが予想され、電子化・デジタル化への対応の必要性が高まっています。この動きを受けて、「電子レシート（電子簡易インボイス）」を授受するアプリケーションの開発が進められています。

また、インボイスの提供を受ける側が電子インボイスに対応しておらず、消費税法・電子帳簿保存法に対応した保存ができない場合などが考えられますが、電子インボイスをオンラインで受け取れて、クラウド上に集約・データベース化して一元管理できるような体制を整えるサービスも開発されています。

3 おわりに：今後の情報更新に注目

政府の見解では、電子インボイスを主流にしていきたい意図があり、対応が難しい小規模事業者への支援が講じられていくものとされています。また、すでに会計システムを利用している事業者には対応するメリットがあります。

事業者の皆さまにおいては、業務の効率化を念頭に置いて、インボイス制度・電子インボイス、また電子帳簿保存、納税環境のデジタル化などへの対応を検討されるのではないかと思います。

電子インボイスの情報はこれから更新・発表されていきます。今後の動きに注目しましょう。

参考文献

■政府関連

「電子インボイスに係る取組状況について」（内閣官房 IT 総合戦略室、令和 2 年 12 月 9 日）

「消費税の仕入税額控除における適格請求書等保存方式に関する Q&A」（国税庁消費税軽減税率制度対応室、平成 30 年 6 月、令和 3 年 7 月改訂）

「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関する取扱通達」（国税庁）

「適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス方式）の導入後における仕入税額控除　―欧州等のインボイス制度を参考に―」（山田敏也、税務大学校論叢第 98 号、令和元年 6 月）

「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」（首相官邸、令和 2 年 7 月 17 日）

「デジタル・ガバメント実行計画」（令和 2 年 12 月 25 日 閣議決定）

■書籍・雑誌

『週刊税務通信』No.3627、3635、3640、3644、3646、3647、3650、3651、3653、3654、3655、3658、3659、3660

『デジタル化社会における消費税の理論と実務―インボイス方式への対応―』（山元俊一著、ぎょうせい、2020）

『電子帳簿保存法がこう変わる！～ DX 化が進む経理・税務のポイント～』（松崎啓介著、税務研究会出版局、2021）

■セミナー

日経セミナー「バックオフィス業務の「デジタル化」～電子インボイスを考える」（2021 年 3 月 19 日）講演内容、資料

■ web サイト、記事

電子インボイス推進協議会ホームページ
https://www.eipa.jp/

「日本版 Peppol 実現に向けた業務要件」（電子インボイス推進協議会、2021 年 6 月 28 日）

「日本版 Peppol の実現に向けて」（電子インボイス推進協議会、2021 年 7 月）

業務効率化とセットで考えたい「インボイス制度」へのMJSのシステム対応

近藤 浩史
株式会社ミロク情報サービス
製品開発・サポート本部 理事部長

ミロク情報サービスでは、令和5年10月1日から導入されるインボイス制度に向けて、各システムの対応を進めています。本稿では、現在予定している具体的な対応内容について、ユーザーの皆さまへお伝えします。

1 インボイス制度のシステム対応の全体像と展望

（1）インボイス制度の概要

ここまでにも見てきたように、令和5年10月1日から、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書保存方式（以下、インボイス制度）が導入されます。インボイス制度の下では、税務署長に申請して登録を受けた課税事業者である「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書」等の保存が仕入税額控除の要件となるとされています。そのため、各事業者はこのインボイス制度に対応した業務が求められます。

事業者に求められる対応の具体的な内容は以下の4点です。

①適格請求書発行事業者の登録申請
②適格請求書発行事業者（登録番号）の管理
（会計事務所の場合、顧問先ごとの管理が必要）
③請求書等への記載事項の変更
④税額計算方法の変更

（2）電子インボイスの導入によるメリット

インボイス制度の導入により事業者の事務負担の増大が予想されることから、「電子インボイス推進協議会（EIPA）」では、適格請求書の処理等の事務を電子化・デジタル化することにより事務負担を軽減できるよう、日本の統一規格（Peppol※）に準拠した電子インボイスの導入が検討されています。電子インボイスが導入されることで、紙での発行に比べ郵送費や封入コスト、文書の保管コストの削減や取引先からの問合せ対応業務の効率化が見込める他、請求および支払、さらに入金消込業務までシームレスにデータ連携されることで、以下のような業務の効率化が期待されます。

※「Peppol」は、電子インボイスなどの電子文書をネットワーク上で授受するための国際的な標準規格で、EIPAでは「Peppol」に基づいた日本の統一規格の策定を進めています。

① 入力業務・突合業務の自動化

これまで紙の請求書等を見ながら行っていた伝票入力が自動化できます。請求書が電子データとなるため、システムで請求書の内容を読み取り、自動で伝票を作成できるようになります。また、請求書に記載されている請求金額とシステムに入力された納品書や買掛金との突合もシステムで自動で行えるようになります。

これらは、電子インボイスの統一規格（Peppol）ができることで、取引先のシステムの違いにかかわらず実現が可能となります。

② 支払・入金業務の効率化

Peppolにより電子化・デジタル化されたインボイスを直接受領できることから、支払と請求を紐づけて管理することができるようになります。これによって支払業務および入金消込業務の効率化が期待できます。

また、全国銀行協会が運営する「全銀EDIシステム（ZEDI）」との連携も検討されており、連携が実現すれば、支払業務のさらなる効率化および入金消込業務の自動化が期待されます。

2 MJSのシステム対応のご紹介

MJSシステムでは、インボイス制度およびPeppolに準拠した電子インボイスに対応します。MJSシステムを利用することで、インボイス制度に容易に対応することができると同時に、上記のような電子インボイスによる業務効率化を実現することができます。現在予定しているシステム対応について具体的にご紹介します。

なお、令和3年7月時点で予定している内容であり、今後変更する可能性があります。あらかじめご了承ください。また、対応システムのシリーズ・バージョンなどは、MJSからの今後の情報をご覧ください。

（1）適格請求書発行事業者の登録申請

＜制度の概要＞

適格請求書発行事業者の登録を受けようとする事業者は、「適格請求書発行事業者の登録申請書」（以下、登録申請書）の提出が必要です。登録申請書は令和3年10月1日から提出が可能で、令和5年10月1日から登録を受けるためには、原則として令和5年3月31日までに登録申請書を提出する必要があります。なお、登録申請書は、e-Taxにより提出することができます。

＜MJSシステムの対応＞

「申請・届出書作成システム」で、登録申請書を含む適格請求書発行事業者に関する以下の申請・届出書の作成および電子申請に対応します。（e-Taxの受付開始日に合わせて対応します。）

① 適格請求書発行事業者の登録申請書
② 適格請求書発行事業者登録簿の登載事項変更届出書
③ 適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書
④ 適格請求書発行事業者の死亡届出書

（2）適格請求書発行事業者（登録番号）の管理

＜制度の概要＞

適格請求書を交付することができるのは税務署長の登録を受けた「適格請求書発行事業者」に限られます。また、適格請求書発行事業者には、「登録番号」などの通知および公表が行われます。

＜MJSシステムの対応＞

MJSシステムでは、適格請求書発行事業者を管理できるように以下のとおり改訂します。

① 顧問先管理（会計事務所向け）

顧問先情報に以下の入力欄を追加し、顧問先ごとに適格請求書発行事業者情報（登録番号等）を管理できるようにします。

a. 適格請求書発行事業者かどうかの区分
b. 登録番号

② 会社情報（企業向け）

自社の登録番号を登録できるようにします。また、取引先マスターを改訂し、取引先ごとに登録番号を登録できるようにします。

（3）請求書等への記載事項

＜制度の概要＞

適格請求書には以下の事項を記載することとされています。（下線の項目が、現行の区分記載請求書の記載事項に追加される事項です。）

① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び**登録番号**
② 取引年月日
③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び**適用税率**
⑤ **税率ごとに区分した消費税額等※**
⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

※⑤の「税率ごとに区分した消費税額等」の端数処理は、一の適格請求書につき、税率ごとに1回ずつとなります。

また、仕入明細書の記載については、インボイス制度においても買手が作成する一定の事項が記載された仕入明細書等を保存することにより仕入税額控除の適用を受けることができるとされています。ただし、その場合、「課税仕入れの相手方」の登録番号を記載する必要があります。

＜MJSシステムの対応＞

① 報酬請求管理（会計事務所向け）

会計事務所が顧問先に発行する請求書および領収書に、「登録番号」「適用税率」「税率ごと

に区分した消費税額等」を追加し、適格請求書の要件を満たす請求書および領収書を作成できるようにします。

② 販売管理システム（企業向け）

a. 請求書等（※）に、「登録番号」「適用税率」「税率ごとに区分した消費税額等」を追加し、適格請求書の要件を満たす請求書等を作成できるようにします。

※対象書類……請求書、領収書、見積書、受注伝票、出荷伝票、納品書、売上伝票

b. 仕入先登録に仕入先の登録番号を登録できるようにします。また、仕入関連帳票（※）に、「課税仕入れの相手方の登録番号」を追加し、適格請求書の要件を満たす帳票を作成できるようにします。

※対象書類……支払通知書、発注伝票、入荷伝票、検収書、仕入伝票

c.「税率ごとに区分した消費税額等」の端数処理が、一の適格請求書につき、税率ごとに1回ずつとなるように制御できる機能を追加します。

（4）税額計算方法

① 消費税の計算

＜制度の概要＞

令和5年10月1日以降の売上税額および仕入税額の計算は、適格請求書に記載のある消費税等を積み上げて計算する「積上げ計算」又は適用税率ごとの取引総額を割り戻して計算する「割戻し計算」を選択できることとされています。

＜MJSシステムの対応＞

MJSシステムでは、すでに消費税の「積上げ計算」および「割戻し計算」に対応しています。また、消費税申告書システムの「仮計算用」の機能を利用することで2つの計算方法による税額の比較を行うこともできます。

② 免税事業者等からの課税仕入れにかかる経過措置

＜制度の概要＞

インボイス制度の導入後は、免税事業者や消費者など、適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除を行うことができません。ただし、区分記載請求書等と同様の事項が記載された請求書等およびこの経過措置の規定の適用を受ける旨を記載した帳簿を保存している場合には、次の表のとおり、一定の期間は、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できる経過措置が設けられています。

期間	割合
令和5年10月1日から 令和8年9月30日まで	仕入税額相当額の80%
令和8年10月1日から 令和11年9月30日まで	仕入税額相当額の50%

＜MJSシステムの対応＞

上記の経過措置の計算に対応します。

3 業務効率化を支援するMJSの電子インボイス対応

（1）MJS電子インボイスシステム（仮称）

日本標準仕様の電子インボイスの発行および受領にはPeppolに準拠したシステムが必要です。また、電子インボイスの保存は電子帳簿保存法にのっとって行う必要があります。

MJSではPeppolに準拠した電子インボイスの作成・送受信・保存（電子帳簿保存法に準拠）が行える「MJS電子インボイスシステム（仮称）」の開発を計画しています。これにより、取引先のシステムの違いにかかわらず電子インボイスのやり取りが可能となります。

（2）業務効率化を支援する機能

「MJS電子インボイスシステム（仮称）」とACELINK等のMJSシステムを組み合わせて利用することで、経理業務を効率化できるような機能の搭載を予定しています。

① 仕訳の入力支援

これまで紙の請求書等を見ながら行っていた仕訳の入力を自動化します。「MJS電子インボイスシステム（仮称）」で受領した電子インボイスの

内容を読み取り、自動で仕訳を作成できるようにします。

② 仕入税額控除の計算支援

インボイス制度が導入されると、「適格請求書発行事業者からの課税仕入れ」と「免税事業者等からの課税仕入れ」等を区別して仕入税額控除の計算を行う必要があるため、これまでと比べて大きな手間となります。MJSでは、適格請求書と免税事業者等からの請求書を容易に分類する方法、仕入税額控除を自動計算する方法を検討しています。

③ 電子インボイスの保存

電子インボイスの保存は、電子帳簿保存法で定める方法により保存する必要があります。MJSの主な会計ソフトウェアは電子帳簿保存法に対応しています。電子インボイスも電子帳簿保存法に準拠した方法で保存できるようにします。

（参考）MJSシステムの電子帳簿保存対応について

MJSの主な会計ソフトウェアは、JIIMA（公益社団法人日本文書情報マネジメント協会）より、電子帳簿ソフト法的要件認証を取得しています。MJSの会計ソフトウェアで作成した帳簿は、電子帳簿保存法の要件を満たした「優良帳簿」とみなされます。MJSのユーザーで電子帳簿オプションを入れている場合、電子帳簿保存法対応のために大きな手間がかかることはありません。

新製品MJSLINK DXのご紹介

『MJSLINK DX』は、中堅・中小企業向けに開発したクラウド型ERPシステムで、多彩な業務モジュール（財務・給与・人事・販売・固定資産管理・リース管理）を提供します。また、『MJS税務NX-Plus』とシームレス連携し、税務申告もサポートします。20年の実績がある『MJSLINK』シリーズのノウハウに、新たに「人工知能（AI）」と「クラウド」を取り入れることで、さらなる業務の効率化、早期決算、迅速な経営判断を可能としました。これにより、業務のデジタルトランスフォーメーション（DX）推進を強力にサポートします。

①AIにより業務の高度化、改革を支援

各種金融機関やECサイト、POSレジ、電子請求書システムなどから、API連携により取引情報データを自動で取り込むことが可能です。取り込んだデータは新機能「AI仕訳」により、自動で作成され、経理担当者の入力業務の負担を軽減します。自動作成された仕訳は、仕訳の処理ミスや処理漏れなどがないか自動でチェックするシステム『MJS AI監査支援』と連携し、正確性の向上、業務効率化を支援します。

②クラウドによりさまざまなワークスタイルに対応

『MJSLINK DX』は、オンプレミス型の利用に加え、クラウド型での利用が可能です。クラウド環境の場合、場所を問わずに利用可能となり、在宅勤務をはじめ、さまざまなワークスタイルに対応します。サーバーやネットワーク構築等の時間が削減され、短時間で導入できるほか、アプリケーションのバージョンアップ自動化、サーバーメンテナンス不要により、運用コストの削減、作業負担軽減にもつながります。

Feature

消費税の免税事業者の適格請求書発行事業者登録の選択

事業者とその顧問税理士はどう判断すればよいのか

MJS税経システム研究所／税務システム研究会　客員研究員（税理士）　植田　卓

■ ここでの「消費税」とは、消費税及び地方消費税を総称する用語として用いています。
■ ここでの「適格請求書」とは、適格請求書及び適格簡易請求書を総称する用語として用いています。

1　はじめに

令和5年10月1日以後の取引から、適格請求書等保存方式が始まり、消費税において仕入税額控除を受けるためには原則、適格請求書の保存が義務づけられます。

適格請求書とは、仕入税額控除を受けるための適格要件を満たす請求書のことをいい、一般にはインボイスとも称され、適格請求書の保存がなければ、支払者は仕入税額控除を受けることができません。

適格請求書を発行するためには、適格請求書発行事業者としての登録を受け、かつその請求書に事業者の登録番号その他の法定事項のすべてが記載されていることが必要です。

免税事業者は、適格請求書発行事業者としての登録を受けることができませんので、免税事業者が適格請求書を発行しようとすれば、課税事業者を選択した上で適格請求書発行事業者の登録を受けることになります。また、適格請求書発行事業者になった後に課税売上高が1,000万円以下になっても免税事業者になることができず、免税事業者になるためには適格請求書発行事業者の登録を取り消す必要があります。

令和5年10月1日の時点において適格請求書発行事業者になっているためには、令和5年3月31日までに登録の申請をしなければなりません。このため、免税事業者は、取引先が仕入税額控除を受けるために適格請求書発行事業者として登録を受けるのか、それとも免税事業者としてこのまま行くのかの選択を判断しなければなりません。

今回は、これらの選択によって何がどのように変化するのかを客観的に検討していきたいと思います。

2　課税事業者になるか免税事業者のままでいるかのシミュレーション

適格請求書等保存方式の実施に伴って、課税事業者になるとどうなるのか、また免税事業者のままだとどうなるのかを、実際に数値を入れてシミュレーションしてみたいと思います。

シミュレーションする事業者はサービス業を営む小規模な事業者の甲とし、1年間の売上げはすべて大企業の乙に対するものだけだったとします。甲は現在免税事業者で、乙に対する取引額を800万円とします。なお、この取引は消費税法上、課税資産の譲渡等に該当するものとします。

甲が1年間に支払う原価や費用に含まれている消費税額は40万円とします。

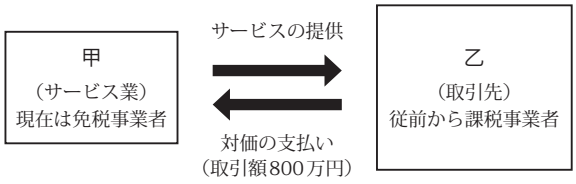

★免税事業者が登録を受ける場合の経過措置

免税事業者が適格請求書発行事業者の登録を受けようとすると、本来はその前に課税事業者になることを選択する必要があります。しかし消費税法上、課税事業者の選択届出書を税務署に提出した場合、その提出した日の翌課税期間から課税事業者になりますので、登録日は早くても翌期首になり、それまでは適格請求書を発行することができません。そこで免税事業者が登録を受ける場合の経過措置として、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中であれば、課税事業者の選択届出書を提出しないで登録を受けられる経過措置が設けられています。

この経過措置を受けることにより、適格請求書発行事業者になりたいと思えば、すぐに登録を行って適格請求書の発行が可能になります。この場合には、同一の課税期間内において、登録日の前日までは免税事業者で登録日以後は課税事業者になります。

★免税事業者かどうかの具体的な判定

免税事業者とは、課税事業者を選択していない事業者で、原則として基準期間(注1)の課税売上高が1,000万円以下の事業者をいいますが、この場合の1,000万円以下かどうかの判定は、その期間が課税事業者であれば税抜額で判定し、免税事業者であれば税込額で判定しますので、具体的には次のようになります。

例えば各期において相手方から支払いを受けた総額が1,100万円とすると、その期が免税事業者であれば課税売上高は税込額の1,100万円になり、課税事業者であれば課税売上高は税抜額の1,000万円になります。

下図の①と②の期が免税事業者だとすると、その判定は次のようになります。

①期	②期	③期	④期	⑤期	⑥期
免税事業者	免税事業者	課税事業者	課税事業者	免税事業者	免税事業者
課税売上高 1,100万円	課税売上高 1,100万円	課税売上高 1,000万円	課税売上高 1,000万円	課税売上高 1,100万円	課税売上高 1,100万円

つまり、③期は①期の課税売上高が1,000万円を超えているので課税事業者になり、④期も③期と同様の結果になり、⑤期は③期の課税売上高が1,000万円以下なので免税事業者になり、⑥期も⑤期と同様の結果になり、⑦期は⑤期の課税売上高が1,000万円を超えているので課税事業者になるというように、相手方から支払いを受けた総額が1,000万円を超え1,100万円以下の場合には、毎期同額であっても2年ごとに課税事業者と免税事業者とを繰り返すことになります。

(注1) 法人事業者の場合は前々事業年度、個人事業者の場合は前々年をいいます。

(1) 現在消費税額を上乗せして収受している場合

① 現状の分析

甲は免税事業者ではあるものの、乙から本体の取引額800万円に消費税額として80万円を上乗せして、合計880万円を受け取っています。

乙は、現行制度のもとでは、免税事業者からの課税仕入れについても、仕入税額控除を受けることが可能です。

事例(1)① 現状

甲における消費税額の計算

売上げに対して受け取った消費税額	80万円
原価・費用に課された消費税額	40万円
差　引	40万円

(免税事業者のため納税不要)

甲が課税事業者であれば差引の40万円を納税しなければならないのですが、免税事業者なので納税する必要がなく、いわゆる益税が生じています。

乙における消費税額の計算

甲への支払いに係る仕入税額控除の額
880万円×10／110　　80万円

乙にとっては、支払先が課税事業者であるかどうかにかかわらず仕入税額控除を受けることが可能です。

② 甲が免税事業者を続けた場合

甲は、適格請求書等保存方式が実施された後も、免税事業者であり続ける場合は次のようになります。

事例(1)② 甲が免税事業者を続けた場合

甲における消費税額の計算（現状と同様）

売上げに対して受け取った消費税額	80万円
原価・費用に課された消費税額	40万円
差　引	40万円

（免税事業者のため納税不要）

甲が課税事業者であれば差引の40万円を納税しなければならないのですが、免税事業者なので納税する必要がなく、いわゆる益税が生じています。

乙における消費税額の計算

令和5年10月1日から適格請求書等保存方式が実施された後は、免税事業者への支払いについては、適格請求書を受け取れないため仕入税額控除を受けることができなくなります。

ただし、適格請求書等保存方式を円滑に導入する観点から、免税事業者からの課税仕入れについて経過措置が設けられており、次のようになります。

令和5年10月1日～令和8年9月30日までに行われた課税仕入れ	→本来の控除額の80%を控除
令和8年10月1日～令和11年9月30日までに行われた課税仕入れ	→本来の控除額の50%を控除
令和11年10月1日以後	→控除額なし

甲は、適格請求書等保存制度が実施された後も、免税事業者として継続しますので、消費税の適用については現状と変わらず、結果的に益税が生じ続けることになります。

乙は、適格請求書等保存方式が実施された後は、甲に支払った消費税額について仕入税額控除の額が2段階にわたって下がり、最終的には控除できなくなります。乙は、このため、甲へ支払う実質負担額は800万円から最終的に880万円に10%上昇することになります。

乙はこのような事態を解消するため、甲に対する支払額を引き下げたいと思っても、消費税転化対策措置法等の制限から引き下げることは難しく、そこで、乙は甲に対して課税事業者を選択して適格請求書の発行ができるように要請するか、場合によっては、取引先を甲から課税事業者である別の事業者に変更することも選択肢として考える可能性があり得ます。

③ 甲が適格請求書発行事業者を選択した場合

甲は、適格請求書等保存方式の実施を機に課税事業者となり、適格請求書発行事業者になった場合には次のようになります。

事例(1)③ 甲が適格請求書発行事業者を選択した場合

甲における消費税額の計算

売上げに対して受け取った消費税額	80万円
原価・費用に課された消費税額	40万円
差　引	40万円

（消費税として納税）

甲は差引の40万円を消費税額として納税しますので、益税による利益は消滅します。

乙における消費税額の計算

乙は、甲から受け入れた適格請求書に記載された消費税額80万円について、仕入税額控除を受けることができます。

甲は、課税事業者になるため、免税事業者のときに受けていた益税が消滅しますので、その分の利益が減少しますが、本来の理屈からいえば適正化されたともいえます。

乙は、甲への支払額に対して引き続き80万円の仕入税額控除を受けることができます。

（2）現在の収受額に消費税額が明示されていない場合

① 現状の分析

甲は乙から取引額800万円を受け取っていますが、そこに消費税等が含まれているのかどうかの明示はなく、双方の間でもその確認は特に行われていない状態です。

乙は、現行制度のもとでは、免税事業者からの

課税仕入れについても、仕入税額控除を行うことが可能です。

事例(2)① 現状

甲における消費税額の計算

売上げに対して受け取った消費税額	明確でない
原価・費用に課された消費税額	40万円
差　引	40万円
	(消費税として納税)

甲は免税事業者であるので、消費税の納税はありませんが、原価・費用に対して課された消費税額の負担を他に転嫁することができません。

乙における消費税額の計算

甲への支払いに係る仕入税額控除の額	
800万円×10／110	約73万円

乙にとっては、支払先が課税事業者であるかどうかにかかわらず仕入税額控除を受けることが可能です。

② 甲が免税事業者を続けた場合

甲は、適格請求書等保存方式が実施された後も、免税事業者であり続ける場合は次のようになります。

事例(2)② 甲が免税事業者を続けた場合

甲における消費税額の計算（現状と同様）

売上げに対して受け取った消費税額	明確でない
原価・費用に課された消費税額	40万円

甲が免税事業者であるので、現状と変わらず、消費税の納税はありませんが、原価・費用に対して課された消費税額の負担を他に転嫁することができません。

乙における消費税額の計算

令和5年10月1日から適格請求書等保存方式が実施された後は、免税事業者への支払いについては、適格請求書を受け取れないため仕入税額控除を受けることができなくなります。

ただし、適格請求書等保存方式を円滑に導入する観点から、免税事業者からの課税仕入れについて経過措置が設けられており、次のようになります。

令和5年10月1日～ 令和8年9月30日までに行われた課税仕入れ	→本来の控除額の80%を控除
令和8年10月1日～ 令和11年9月30日までに行われた課税仕入れ	→本来の控除額の50%を控除
令和11年10月1日以後	→控除額なし

甲は、適格請求書等保存制度が実施された後も、免税事業者として継続しますので、消費税の適用については現状と変わりません。

乙は、適格請求書等保存方式が実施された後は、甲に支払った消費税額について仕入税額控除の額が2段階にわたって下がり、最終的には控除できなくなります。乙は、このため、甲へ支払う実質負担額は約727万円から最終的に800万円に10%上昇することになります。

乙はこのような事態を解消するため、甲に対する支払額を引き下げたいと思っても、消費税転化対策措置法等の制限から引き下げることは難しく、そこで、乙は甲に対して課税事業者を選択して適格請求書の発行ができるように要請するか、場合によっては、取引先を甲から課税事業者である別の事業者に変更することも選択肢として考える可能性があり得ます。

③ 甲が適格請求書発行事業者を選択し、乙から消費税額の上乗せを受けた場合

甲は、適格請求書等保存方式の実施を機に課税事業者となって、適格請求書発行事業者になり、乙から消費税額80万円を上乗せして受け取った場合には次のようになります。

事例(2)③ 甲が適格請求書発行事業者を選択し、乙から消費税額を上乗せして受けた場合

甲における消費税額の計算

売上げに対して受け取った消費税額	80万円
原価・費用に課された消費税額	40万円
差　引	40万円
	(消費税として納税)

甲は乙から消費税額を上乗せして支給されますが、原価・費用に課された消費税に係る仕入税額控除の額40万円を控除した後の40

万円を消費税額として納税しますので、収受した消費税額は手元には残りません。なお、原価・費用に課された消費税額40万円を転嫁することは可能になりました。

乙における消費税額の計算

乙は、甲から受け入れた適格請求書に記載された消費税額80万円について、仕入税額控除を受けることができます。
乙は、従来は甲に対して800万円を支払っていましたが、適格請求書等保存方式の実施を機に、消費税額を上乗せして880万円を支払うことになりました。
その結果、乙の実質負担額は、税抜額の増加額である約73万円(注2)の負担が増加することになります。

(注2) 上乗せ後の税抜額800万円
－従前の税抜額約727万円＝約73万円

事例(2)③では、それまでの取引価額に消費税額が含まれているのかどうかが曖昧だったため、甲が適格請求書保存方式の実施に伴って課税事業者になったのを機に、それまでの取引価額は本体価額のみであったとして、乙が消費税額を上乗せして支払ったケースです。

この場合の甲及び乙への影響は、事例の中で説明しているとおりです。

④ 甲が適格請求書発行事業者を選択したが、乙からの受取額はそのままの場合

甲は、適格請求書等保存方式の実施を機に課税事業者となって、適格請求書発行事業者になったものの、乙から消費税額を上乗せして受け取ることができなかった場合には次のようになります。

事例(2)④ 甲が適格請求書発行事業者を選択したが、乙からの受取額はそのままの場合

甲における消費税額の計算

売上げに対する消費税額	約73万円
税抜売上高　800万円×100/110＝約727万円	
消費税額　約727万円×10%＝約73万円	
原価・費用に課された消費税額	40万円
差　引	33万円
	(消費税として納税)

甲は消費税として納税した約33万円の負担が増えることになります。

乙における消費税額の計算

乙は、甲から受け入れた適格請求書に記載された消費税額約73万円について、仕入税額控除を受けることができます。

甲は、課税事業者になったものの、乙からの受取額は変わらないため、受取額800万円は消費税込みの売上高となり、結果的に手取りの売上高は上記の計算のように、消費税額約73万円を控除した約727万円に下がることになります。ただし原価・費用に課されていた消費税額40万円は仕入税額控除の対象になりますので、差引約33万円の負担が増えることになります。

乙は、甲への支払額が現状と変わりませんので、引き続き約73万円の仕入税額控除を受けることになります。

3 シミュレーション結果の傾向と対応

シミュレーションの結果について比較してみると次のような傾向が見られます。

なお、甲・乙の負担額の変化に付した印は次の意味をもっています。

○‥負担額が軽くなる。
△‥変化なし
×‥負担額が重くなる。

事例（1）現在消費税額を上乗せして収受している場合

事例	内　容	甲の負担額の変化	乙の負担額の変化
①	(現状) 甲は免税事業者で乙は課税事業者	(現状) 免税事業者のため、益税が生じている	(現状) 甲への支払額の10/110相当額について仕入税額控除が可能
②	甲は免税事業者を継続し、適格請求書発行事業者にならない	△ 現状から変化なし	× 仕入税額控除が受けられなくなる
③	甲は適格請求書発行事業者を選択	× 免税事業者でなくなったため、益税が消滅する	△ 現状から変化なし

この結果から、甲・乙の両者ともによい結果をもたらす選択肢は、ないことがわかります。

ただ、現状で甲に生じている益税額は、消費税制度の歪みから生じたものであるといえ、本来はなくて当然ともいえますので、③の結果は甲にとって悪い結果とは必ずしも言い切れないと思われます。

事例（2）現在の収受額に消費税額が明示されていない場合

事例	内　容	甲の負担額の変化	乙の負担額の変化
①	(現状) 甲は免税事業者で乙は課税事業者	(現状) 免税事業者のため消費税の納税はないが、原価・費用に対する消費税を他に転嫁できない	(現状) 甲への支払額の10/110相当額について仕入税額控除が可能
②	甲は免税事業者を継続し、適格請求書発行事業者にならない	△ 現状から変化なし	× 仕入税額控除が受けられなくなる
③	甲は適格請求書発行事業者を選択し、乙から消費税を上乗せして受け取る	○ 課税事業者になり、消費税額を別に収受できるので本体の売上高は変わらず、原価・費用に対する消費税額の転嫁が可能になる	× 上乗せした支払額のうち本体価額に相当する額(100/110)の負担が増加する
④	甲は適格請求書発行事業者を選択するが、乙からの受取額はそのまま継続される	× 消費税の納税額に相当する負担が生じる	△ 現状から変化なし

この結果から、甲・乙の両者ともによい結果をもたらす選択肢は、ないことがわかります。

甲にとっては、③のように適格請求書発行事業者になって、かつ、乙から売上げに消費税額を上乗せして払ってもらえれば、最良の結果といえます。逆に、④のように適格請求書発行事業者になっても、乙から売上げに消費税額の上乗せを受けることができなければ、免税事業者のときよりも負担は増加します。

これに対して、乙にとっては、②と③の結果は負担が増加します。

4 消費税額を上乗せして支払われなかった場合への対応

小規模な事業者は、取引上の立場が弱いという面があります。

そのために、対価を支払う側はその立場の強さを利用して、本来なら消費税額を上乗せして支払うべきであるのに、これを支払わないということもあり得ます。

このような立場の強さを利用した消費税額の不払いに対して、以前から公正取引委員会は「消費税転嫁対策特別措置法」によって対処していました。

この法律の目的の一つに、免税事業者であっても原価や費用について消費税額の負担が生じるので、免税事業者であることを理由として消費税額の上乗せを拒否してはならないという点があります。なお、この法律は令和3年3月31日に期限が到来して失効しているのですが、公正取引委員会は今後も支払者が優越的な地位を利用して消費税額を支払わないような場合には、下請法などその他の法律で対応できるので、失効後も実質的な影響はないとの見解を示しています。

ところで、消費税額が明示されないで取引されていた場合、支払者は、それまで消費税額を上乗せしていなかったのではなく、消費税額を含めたものとして支払っていたと主張する可能性もあります。

支払者から、支払者は消費税転化対策措置法等の意図も理解した上で税込額として支払っていたと主張されると、水掛け論になってしまうかもしれません。

ただ、消費税は、令和元年10月1日に8%から10%に引き上げられ、その前には平成26年4月に5%から8%に引き上げられた経緯がありますので、その際に支払額が改定されていなければ、支払額は税込みであるとの主張は弱くなるでしょう。

とはいえ、双方は今後も取引を継続していかなければなりませんので、そこはお互いの話し合いでということになるのかもしれません。

5 簡易課税制度の選択について

消費税の仕入税額控除の適用を受けるためには、原則として次の①と②の要件を両方とも満たさなければなりません。

① 相手方から受け取った適格請求書を保存していること。
② 帳簿に次の事項をすべて記載して保存していること。
- ❶ 課税仕入れの相手方の氏名・名称
- ❷ 課税仕入れを行った年月日
- ❸ 課税仕入れに係る資産又は役務の内容
- ❹ 課税仕入れに係る支払対価の額（消費税額を含む）

小規模な事業者に対しては、これらの要件を満たすための負担を軽減する趣旨から、基準期間(注3)の課税売上高が5,000万円以下の事業者には、簡易課税制度の適用が認められています。

(注3) 法人事業者の場合は前々事業年度、個人事業者の場合は前々年をいいます。

簡易課税制度は、小規模な事業者の税負担額を低くするために設けられているように受け取られているフシがありますが、簡易課税制度を採用した結果、本来の方法によって計算した納税額よりも増加する場合もあり、必ずしも有利になって益税が発生するとは限りません。それよりも、帳簿及び請求書等の保存要件を維持する手間を省けるところに簡易課税制度の目的があります。

簡易課税制度によって仕入税額控除を受けると、課税売上高に次の業種ごとに定められている割合を乗じて仕入税額控除の額を計算します。

	業種	みなし仕入率
第１種	卸売業	90%
第２種	小売業	80%
第３種	建設業、製造業、電気・ガス・水道等供給業、農林漁業等	70%
第４種	飲食店業、第１種～第３種、第５種、第６種以外の事業	60%
第５種	金融保険業、運輸通信業、サービス業（飲食店業を除く）	50%
第６種	不動産業	40%

注) 複数の事業を営む場合は、その業種の売上げごとに上記のみなし仕入率を適用して計算します。なお一つの業種の売上げが全体の75%以上を占める場合は、その業種の割合を全体に適用できるなどの特例があります。

今回のシミュレーションでは、甲の業種がサービス業である場合の簡易課税のみなし仕入率50%を参考にして原価・費用に係る消費税額を設定しましたが、読者の皆様がご自身の事業についてシミュレーションされる場合は、皆様の業種に対するみなし仕入率を適用し、かつ、ご自身の売上高に置き換えて計算していただければ、およその推移を把握することができると思われます。

6 事業形態別にみた免税事業者の今後の対応

今回検討した各事例のシミュレーションの結果を参考に、次に、事業形態に応じてどのような対応が考えられるのかを検討したいと思います。

（1）販売先が一般消費者の場合

令和5年10月1日以後は、適格請求書発行事業者になると、相手先が課税事業者の場合には適格請求書を発行しなければなりません。逆にいえば、適格請求書発行事業者であっても、相手先が一般消費者であれば、適格請求書を発行する必要はないわけです。

したがって、販売先が一般消費者の場合であれば、シミュレーションの事例のように今後も免税事業者として継続し、適格請求書発行事業者にならなくても問題はないでしょう。

ただ、販売先の全部が一般消費者であれば問題はないのですが、販売先に課税事業者がいくらかある場合は、その相手方からは取引を解消されて、売上げが減少することもあり得ます。

しかし、適格請求書発行事業者になれば消費税の納税義務が発生し、事務負担やコストが増加しますから、その双方を比較した上で検討されるのもよいかと思われます。

（2）フリーランスの場合

サラリーマンが経済的に独立するなどにより、個人で仕事を受けて継続している形態は、一般にフリーランスと呼ばれています。

主にライター、デザイナー、イラストレーター、カメラマン、エディターなどのパブリッシング系のスタッフや、SEなどのエンジニア、プログラマーなどのIT系のスタッフとして活躍しているケースが多いようです。

店舗や事務所などの設備を設けて独立して事業を営む個人事業者とは異なり、スタッフ的な立場で活動しているものの、相手方とは雇用契約ではなく請負契約等によって仕事を受けているために、法的には独立した事業者として位置づけられます。

フリーランスの場合、取引先は明らかに事業者ですから、適格請求書等保存方式が実施されれば、相手方から適格請求書の発行を要求されると思われます。

シミュレーションの事例（1）のように、現状も消費税額を上乗せして収受している場合はよいのですが、フリーランスの方々はマネジメントも含めすべて一人でこなしておられる場合も多く、契約も曖昧でシミュレーションの事例（2）のように、そもそも消費税額が上乗せされているのかどうか明らかでないケースも見受けられるようです。

そのような経緯から、事例（2）④のように消費税額の上乗せを受けられない場合には、消費税の納税額に相当する額の負担が増加することになりますので、相手方と粘り強く対応していくしかないかもしれません。

（3）任意団体の場合

業界団体や社交団体などの任意団体も、その多くが規模的に免税事業者に該当しているケースが多いかと思います。

このような団体が研修会等を開催した場合、その性格は役務の提供に該当しますので、現状では、参加者はその団体に支払った受講料等について仕入税額控除を受けることができます。

しかし、適格請求書等保存方式が実施されると、その団体が適格請求書発行事業者にならない限り適格請求書を発行できませんので、参加者は受講料等について仕入税額控除を受けることができなくなります。

しかしながら、その団体は適格請求書発行事業者になれば、課税事業者としての事務量が増えて経費の増加につながりますし、消費税額の納税も生じ、それは最終的にその団体の会費の増加等を招いて、構成員の負担が増加することにもなりかねませんので、会員にとってどのような形態がよいのかを総合的に検討することになろうかと思われます。

（4）グループ企業の一員の場合

グループ内の複数の企業が、業務を分担し合っている場合があります。

例えば、A社がグループ内のB社に事務所を賃貸し、その家賃が年間1,000万円以下だとします。B社の売上高は5,000万円以下で、簡易課税の方が有利と判断してこれを適用しているとします。

簡易課税の適用を受けると、仕入税額控除の額はみなし仕入率によって計算しますから、適格請求書の保存は要求されません。そうすると、A社は免税事業者の適用を受けてB社に適格請求書を発行することができなくても、B社は仕入税額控除を受けるのに差し支えがないことになります。

このように、グループ企業の一員の場合は、取引の相手方との関係で、免税事業者であっても支障がない場合が生じ得ます。

ただ、あくまで個別事情によるところが大きいので、パターン的な検討ではなく、個々に検討していくことになると思われます。

7 おわりに

適格請求書等保存方式が適用される令和5年10月1日から適格請求書を発行するためには、令和5年3月31日までに適格請求書発行事業者の登録

を申請しなければなりません。

適格請求書発行事業者になるかどうかによる結果の違いは、上記のシミュレーションの事例で検討したとおりですが、これはあくまで計算上の傾向です。

仮に、計算上は負担が増えるようになっていても、現実にはそのような影響を受けない場合もあり、その対応については上記「6 事業形態別にみた免税事業者の今後の対応」で検討してみたとおりです。

適格請求書発行事業者の登録申請期限まで、まだ1年あまりありますので、業界内での情報等も参考にされながら、慎重に検討されればよいかと思われます。

● MEMO ●

● MEMO ●

［ 執筆者一覧 ］

長野　匡司 （ながの　まさじ）	MJS 税経システム研究所 税務システム研究会 客員研究員 税理士、長野匡司税理士事務所所長。著書に、『法人税申告の実務全書』（共著、日本実業出版社）、『改訂版　資産をめぐる複数税目の実務』（共著、新日本法規出版）』など多数あり。
植田　卓 （うえだ　たかし）	MJS 税経システム研究所 税務システム研究会 顧問 税理士、植田会計事務所所長、立命館大学客員教授。著書に、『税務力アップシリーズ・法人税』（清文社）、『中小会社の会計指針』（共著、中央経済社）など多数あり。
近藤　浩史 （こんどう　ひろし）	株式会社ミロク情報サービス 製品開発・サポート本部 理事部長

※執筆者について詳しく知りたい方は MJS 税経システム研究所のページをご覧ください。
https://www.mjs.co.jp/outline/zeikei/concept/

［ 初出 ］

特集　インボイス対応準備　……　2021 年 9 月（No.152）
Feature　……　2022 年 1 月（No.156）

※本冊子の内容は、執筆時点のものです。
情報が更新される可能性がありますので、最新情報は、国税庁のホームページなどをご確認ください。

Monthly Report 特別版

特集 インボイス対応準備

適格請求書発行事業者登録間近！ インボイス制度のおさらい＆電子インボイス［増補版］｜全 5 本

(No.152、156 より抜粋)

2022 年 4 月 30 日発行

編　集：MJS税経システム研究所

〒160-0004 東京都新宿区四谷 4-30-13 クロスシー新宿御苑前ビル 6 階

TEL：03(6626)9060

本誌の内容に関するお問い合わせは、お問い合わせフォームまでお願いいたします。
https://www.mjs.co.jp/form/zeikei_info

本誌掲載記事の無断転載・複写を禁じます。

株式会社ミロク情報サービス
編集　MJS税経システム研究所